

「聖なる過越の三日間の典礼」に関する

ことがらについて

高松教区に働く司祭、修道者、信徒の皆様へ

常日頃熱心に典礼に参加し、信仰を深めようと努めている皆さんに、その信仰の歩みを評価した上でこの書簡を送ります。これは「聖なる過越の三日間」の典礼に関してのものです。ご存知の通り典礼に関しては教区の司教に全てを任されています。それは1970年の「ローマミサ典礼書」の総則に始まり、2002年の「ミサ典礼書」規範版第三版に到るまで一貫したことが言われています。最近では、教皇庁典礼秘跡省より出された指針「あがないの秘跡」で、その第一章に詳しく司教の責任と権限を伝えています。

- * 「教区司教は、『自己の権限内においてすべての者が遵守しなければならない典礼法規を定める権限を有する』（21）。
- * 「司教は自らにゆだねられた部分教会を治める。また、規則を定め、指導を与え、奨励し、時には譴責することも司教の務めである。。。」（22）
- * 「信者は、『教会がイエス・キリストに一致し、イエス・キリストが父に一致しているように、司教に一致しなければならない。それは、すべてが一致を通して共感し、神の栄光のために豊かなるためである』。奉献生活の会や使徒的生活の会の会員、さらには教会の各種の組織や運動体のメンバーも含めて、すべての者は典礼に関する全般において。。。教区司教の権威の下にある。従って、教区司教には、教区内の教会堂ならびに礼拝堂を典礼に関することらにおいて監督し、視察する権利と義務が負わされている。これは、上記の会の会員によって創設されまたは運営されている場所でも、信者がそこに集まるのが常であるなら同様である」（23）。
- * 「教区司教は、教会の規律、とくにことばの奉仕、秘跡および準秘跡の執行、神への礼拝と聖人への崇敬について誤用のおそれがある場合、これを妨げるよう配慮すべきである」（24）。
- * 「司教によって、『典礼ならびに教会音楽や教会芸術の推進のために教区内に設置された』専門委員会、評議会、委員会等は、司教の意図と規則に従って活動しなければならない」（25）。

その他各地域における典礼の適応についても多くが語られています。即ち典礼の適応に関しては、各司教協議会に責任があり、使徒座の承認を経て実行されるものなのです。以上のことを考慮した上で今回私は皆さんに、聖週間を迎えるにあたって、一度行われた聖なる過越しの3日間の典礼、特に「主の晩さんの夕べのミサ」ならびに「復活徹夜祭」を再度繰り返して行うことがないように通達いたします。

理由は次の通りです。 「ローマ・ミサ典礼書」 第3版（2002年）には、そのことがはっきり述べられているからです。これに関して私は現教皇様とも直接に話をしております。

* 聖なる三日間については次のように書かれています。

「Celebrationes Tridui sacri peragantur in ecclesiis cathedralibus et paroecialibus, et in iis tantum in quibus digne persolvi possunt, idest cum fidelium frequentia, cum ministrorum numero congruenti et cum facultate aliquas saltem partes cantu proferendi. Expedit proinde ut parvae comunitates, consociationes et peculiare coetus cuiusque generis in his ecclesiis coadunentur, ad sacras celebrationes forma nobiliore peragendas」. 「聖なる三日間の祭儀は、司教座聖堂と小教区聖堂、およびふさわしく行うことのできる場所でのみ、信者会衆とふさわしい数の奉仕者、そして少なくともある部分を歌うことのできる人とともに行われる。したがって、小さな共同体、会、特別な集団とそれに類する集団は、聖なる祭儀をより尊いかたちで祝うために、上記のような教会堂に集まることが望ましい。」。

* 聖木曜に関して次のように言われています。 「Ubi vero ratio pastoralis id postulet, loci Ordinarius alteram Missam in ecclesiis et oratoribus permittere poterit, horis vespertinis celebrandam, et, in casu verae necessitatis, etiam horis matutinis, sed tantummodo pro fidelibus qui nullo modo Missam vespertinam participare valent. Caveatur tamen ne huiusmodi celebrationes in bonum privatarum personarum vel parvorum coetuum peculiarium fiant et ne praeiudicio sint Missae vespertinae」.

「司牧的な必要があれば、地区裁治権者は、教会堂や礼拝堂において夕べのミサをもう一回行う許可を与えることができるが、夕刻に行うべきである。真に必要な場合は、朝に行うこともできるが、夕べのミサにどうしても参加する

ことのできない信者のためにだけに行われる。このようなミサが、個人や特定の小グループのために行われたり、夕べのミサより重んじられることのないように注意する」。

(注 この箇所は新たに加えられた部分である)。

＊ 復活の聖なる徹夜祭について 「Vigilia huius noctis, quae est summa ac nobilissima omnium sollemnitatum, unica sit pro unaquaque ecclesia. Ita autem ordinatur, ut post lucernarium et praeconium paschale(quod est pars prima huius Vigiliae), sancta Ecclesia meditetur mirabilia, quae fecit Dominus Deus populo suo ab initio, confidens verbo eius et promisso (pars secunda seu liturgia verbi), usque dum, appropinquante die, cum novis membris in Baptismate renatis (pars tertia), vocatur ad mensam, quam Dominus populo suo praeparavit, memoriale mortis et resurrectionis suae, donec veniat (pars quarta)」 . 「あらゆる祭儀の中の頂点であり、最もとうといこの徹夜祭は、それぞれの教会でただ一度だけ行われなければならない。徹夜祭は以下の4部で構成される。光の祭儀と復活賛歌(第一部)の後、聖なる教会は、主なる神が初めからご自分の民のために行われた偉大なわざを神のことばと約束に信頼して起こす(第二部 ことばの典礼)。そして、復活の朝が近づくと、洗礼によって生まれた新しい教会の成員とともに(第三部)、主がご自分の民のために準備された食卓に招かれ、主が来られるまで、主の死と復活を思い起こす(第四部)」。

昨年12月教皇様との個人謁見で、聖週間の問題について私は質問しました。教皇様の返答は即座で、そしてはっきりしていました。教区長、または司教から任命されて小教区で働く司祭が聖なる三日間の典礼儀式を行った後、それを繰り返すことは許されていないということでした。上記の文章で分かる通り、復活徹夜祭の典礼は4部で構成されており、光の祭儀もことばの典礼も、典礼の一部と考えられていることが分かります。同様に、聖木曜日の典礼の一部として洗足式も考えられます。これを再度繰り返してはいけないということなのです。

以上を総合して、今後この教区において、聖なる三日間の典礼を、司教、または司教から任命されて小教区で働く司祭が行った後に、同じ典礼を繰り返すことはできません。上記の通り、典礼行為というのは、聖土曜日においてはことばの典礼、光の祭儀を含めていますし、聖木曜日においては洗足の式も含

まれています。 聖なる三日間の当日ではなく、典礼参加の準備として、別の時に集まって勉強し、味わうことは大いに勧められます。 更につけ加えることは、聖なる三日間、充実した典礼を司教座聖堂、ならびに小教区において実施することをお願いします。聖なる三日間の典礼は、教会生活にとって最大事だからです。

以上の通達は、高松教区司教の権限のもとに行われています。その権限については上記の理由によるものであり、重大な決断によるものです。

祈りと尊敬のうちに

高松教区司教

フランシスコ 溝部 脩

2008 年 3 月 5 日